平成２４年（フ）第２７４号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字清水101番地24、旧住所徳島県鳴門市大津町矢倉字中の越17番地11
債務者　梶　　民子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
徳島県徳島市名東町２丁目355番地の41、旧住所徳島県徳島市庄町５丁目88番地の１
債務者　福山美奈子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
徳島県名西郡石井町高川原字南島76番地
債務者　民　　博幸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８９号
徳島県鳴門市鳴門町高島字北399番地　サンパレスクィーン102号室
債務者　青柳　一史
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９２号
徳島県吉野川市川島町児島字日和女48番地３
債務者　木村　修一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目10番３号、旧住所愛媛県今治市本町１丁目２番地６
債務者　藤原　隆治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２３号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2218番地２
債務者　伊吹　高幸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2218番地２
債務者　伊吹三重子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
高知県室戸市浮津259番地
債務者　井口　菊栄（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北2454番地　亀ノ甲町営住宅２棟22号、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字室木711番地２
債務者　松本奈緒美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北2454番地　亀ノ甲町営住宅２棟22号、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字室木711番地２
債務者　松本　健治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４７号
福岡県久留米市安武町安武本1746番地５
債務者　池上　　強
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４８号
福岡県久留米市安武町安武本1746番地５
債務者　池上真利子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４９号
福岡県久留米市安武町安武本1746番地５
債務者　池上　征他
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５５号
福岡県久留米市津福本町1575番地
債務者　吉岡　邦夫
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６１号
福岡県久留米市高良内町2828番地３
債務者　梶山淳一郎
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７５号
福岡県大川市大字酒見944番地15
債務者　杉　　香織（旧姓大津山・八百）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係